

証券コード 4295  
平成29年6月13日

株 主 各 位

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1  
井門明治安田生命ビル  
株式会社フェイス  
代表取締役社長 平澤 創

## 第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

### 〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、お手続きの際には、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（57頁から58頁まで）を必ずご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成29年6月29日（木曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 京都市東山区三条蹴上（けあげ）<br>ウェスティン都ホテル京都 西館3階 コスモスホール   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第25期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、<br>連結計算書類および計算書類報告の件<br>2. 会計監査人および監査役会の第25期連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項            |  |
| 第1号議案           | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案           | 当社と日本コロムビア株式会社との株式交換契約承認の件   |
| 第3号議案           | 定款一部変更の件   |
| 第4号議案           | 取締役7名選任の件  |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 4. 招集にあたっての決定事項

(1) インターネットによる開示

招集ご通知において提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.faith.co.jp/>) に掲載しておりますので、添付書類および株主総会参考書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

③ 株主総会参考書類のうち日本コロムビア株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容  
会計監査人および監査役会が監査した連結計算書類および計算書類は、招集ご通知および添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

(2) 書面およびインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面およびインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

(3) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

---

◎お 願 い ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.faith.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

国内の情報通信分野においては、スマートフォンやタブレット型多機能端末の普及が一層進みフィーチャーフォンが減少するなか、平成28年10月から12月までのスマートフォンからのインターネット平均利用者数は前年同期比13%増の5,897万人と引き続き増加しており(※1)、スマートフォンへの切り替えに伴うサービスの変容が引き続き求められています。

音楽コンテンツ市場においては、平成28年の国内音楽ソフト売上高はほぼ横ばいながら2,985億円と減少いたしました。また、有料音楽配信の売上は前年同期比12%増の529億円となりましたが(※2)、月額定額料金で音楽が聴き放題になるサブスクリプションサービスがシングルトラック(1曲ごとのダウンロード)の売上を初めて上回るなど、音楽を楽しむ環境が変化しており、今後も消費者の嗜好やライフスタイルに合わせたサービスを機敏に提供していくことの重要さが増えています。

※1 ニールセン株式会社「DIGITAL TRENDS 2016」

※2 一般社団法人日本レコード協会「日本のレコード産業2017」

このような環境の下、当社は、創業以来コンテンツのデジタル流通に注力してきた取組みを活かし、引き続き『マルチコンテンツ&マルチデバイス戦略(様々なコンテンツを、必要に応じて、必要な場所で楽しむことができる環境の創造)』を推進し、インターネット上に溢れる情報を収集、整理し、付加価値を高めてユーザーに提供するプラットフォームの開発など市場環境の変化に応じた新規サービスの展開に取り組んでまいりました。

また、当社は、平成29年3月1日付で、株式会社ドリーミュージックの過半数の株式を取得し、同社を新たにフェイス・グループに迎え入れました。株式会社ドリーミュージックは、平成13年に設立された日本レコード協会加盟のメジャーレーベルであり、加山雄三、森山良子、小野リサをはじめ、ファンキーモンキーベイビーズ、平原綾香など、J-POPを代表する多数のアーティストを輩出するとともに、アニメレーベルFeel Mee(フィールミー)においては、「新テニスの王子様」を中心に多くのファンに支持されています。当提携により、フェイス・グループが進めるアーティスト向けプラットフォーム事業やアーティストの育成・開発、楽曲制作、宣伝・販売などの事業に対する相乗効果を発揮してまいります。

当社グループの当連結会計年度の業績については、主要な売上である既存配信サービスの売上は引き続き減少しているものの、市場環境に応じた新たなサービスの投入のほか、連結子会社である日本コロムビア株式会社の業績が好調に推移したことにより、売上高は前期比3.1%増の20,795百万円、営業利益は前期比14.6%増の1,757百万円、経常利益は前期比0.6%増の1,539百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比11.5%減の571百万円となりました。

また、平成29年3月28日付で、当社を株式交換完全親会社とし、日本コロムビア株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを両社の取締役会で決議し、両社間で株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、当社においては平成29年6月29日、日本コロムビア株式会社においては平成29年6月23日にそれぞれ開催予定の定時株主総会の決議による株式交換契約の承認を受けて行われる予定です。当社が日本コロムビア株式会社を完全子会社化することにより、フェイス・グループにおける音楽業界の変革期に対応する創造力を一層強化でき、日本コロムビア株式会社の企業価値向上に資するものであるのみならず、フェイス・グループ全体の企業価値の向上のためにも非常に有益であると考えております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、株式会社ドリーミュージックを連結子会社としたことにより、当連結会計年度から報告セグメントの名称について、コロムビア事業に同社を加え、レーベル事業としております。

#### <コンテンツ事業>

コンテンツ事業においては、スマートフォンなどの普及や音楽視聴スタイルの変化など市場環境に応じた新たな商品開発を積極的に進めているほか、多様化する収益源の獲得に向けてプラットフォーム化などを行うとともに、既存の事業を含めたサービス内容や市場性の結果検証を行い、機能の改善や各サービスの連動など、より付加価値を高める施策を推進しております。

「FaRao PRO」は、業務用BGMの提供のみならず、店舗のブランディングを提案するソリューションやアナウンス機能など、店舗運営に必要な機能拡充、営業活動を積極的に展開しております。日本でのサービスを基盤として、フランス、インドネシアにおいて「FaRao PRO」事業を開始しており、今後とも、国内外において新たなBGM市場の創造と活性化を目指してまいります。

アーティスト向けプラットフォーム「Fans!」は、オフィシャルサイトの構築、楽曲・映像配信、アーティストグッズの販売、ファンクラブ運営などアーティスト活動に必要な機能の拡充を行っております。より多くのアーティストが作品や情報を自由に発信できるサービスとして、利用者の獲得、拡大を目指すとともに、使いやすさの追求等サービス品質の向上に努めてまいります。

この結果、コンテンツ事業の売上高は、市場環境の変化に合わせた新たなサービス展開を積極的に進めたものの、フィーチャーフォン向けサービスの売上減少により前期比3.2%減の4,405百万円となり、営業損失は56百万円（前期は営業利益128百万円）となりました。

#### <ポイント事業>

ポイント事業においては、新規事業の立ち上がりの遅れがあるものの、ポイントカード加盟店でのポイント発行が堅調に推移し、セルフリキデーション(※3)事業も好調であったことにより、売上高は前期比4.6%増の2,413百万円となりました。一方、営業利益は、販売費及び一般管理費が人材投資等で増加したことにより前期比56.8%減の85百万円となりました。

※3 シールなどのポイントを貯めて、様々な商品を割引価格で購入できるキャンペーン

<レーベル事業>

レーベル事業においては、音楽市場の縮小に伴う音楽・映像関連業界の厳しい環境の下、パッケージ商品に依存している状況からの脱却を図るため、新規事業強化への構造改革が急務であるという認識に基づき、成長分野への経営資源の集中投下を進めております。

業績につきましては、日本コロムビア株式会社のアニメ関連作品、ゲームソフトおよびアーティストマネジメント関連事業の売上が好調に推移したことなどにより、売上高は前期比5.0%増の13,975百万円となりました。損益につきましては、売上の増加に加え、利益率の高い過年度発売作品の売上が堅調に推移したことなどにより、営業利益は前期比43.8%増の1,728百万円となりました。

※本文書に記載されている商品・サービス名は当社の日本またはその他の国における商標または登録商標です。

セグメント別売上高

セグメントの名称	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額	構成比率	金額	構成比率
コンテツ	千円 4,549,915	% 22.6	千円 4,405,641	% 21.2
ポイント	2,306,938	11.4	2,413,712	11.6
レ－ベル	13,306,673	66.0	13,975,720	67.2
合計	20,163,527	100.0	20,795,074	100.0

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度におきましては、特記すべき設備投資を行っておりません。
- ③ 資金調達の状況  
当連結会計年度におきましては、特記すべき資金調達を行っておりません。
- ④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
当社は、平成29年3月1日をもって、株式会社ドリ－ミュージックの株式を取得いたしました。これにより同社および同社子会社2社を連結子会社としております。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第22期	第23期	第24期	第25期 (当連結会計年度)
	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売 上 高(千円)	6,340,217	19,597,063	20,163,527	20,795,074
経 常 利 益 また は 経 常 損 失 (△)(千円)	586,239	△862,635	1,529,473	1,539,004
親会社株主に帰属する 当期純利益または 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	403,785	△3,340,479	646,004	571,938
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	35円44銭	△295円46銭	63円86銭	57円95銭
総 資 産(千円)	29,887,271	25,835,139	24,712,183	26,959,552
純 資 産(千円)	22,340,267	17,723,169	16,829,810	18,066,579
1株当たり純資産額	1,825円44銭	1,540円23銭	1,576円18銭	1,626円59銭

(注) 第23期は、日本コロムビア株式会社の連結子会社化によりレーベル事業の売上高および損益が加わり、売上高は19,597,063千円と増加し、経常損失は862,635千円、親会社株主に帰属する当期純損失は3,340,479千円となりました。

## (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業
株 式 会 社 フェイス・ワンダークラス	100百万円	100.0%	コンテンツ事業
株 式 会 社 エンターメディア	100百万円	100.0%	コンテンツ事業
ジャパンミュージック ネットワーク 株 式 会 社	200百万円	87.5%	コンテンツ事業
グッディポイント 株 式 会 社	100百万円	100.0%	ポイント事業
日 本 コ ロ ム ビ ア 株 式 会 社	1,000百万円	51.8%	レーベル事業

#### (4) 対処すべき課題

国内のコンテンツ産業は、次々と出現する新たな発想による技術や情報伝達手段等により成長を続けております。また、これに伴いユーザーニーズの多様化・複雑化もさらに加速し、市場では無料配信をはじめとする種々雑多なコンテンツが氾濫しております。当社グループは、グループシナジーの追求とグループ全体での効率的な事業運営を行うとともに、市場環境に対応した付加価値の高い優良なコンテンツをネットワークや情報端末にとらわれず横断的に提供することを目指し、以下の施策を実行してまいります。

##### <コンテンツ事業>

当社グループは、これまで蓄積してきた技術・ノウハウと独自のビジネスソリューションを基に、各方面の有力企業との提携等を通じて、コンテンツ権利者、配信事業者、ユーザーにメリットのある流通のしくみを開発することで、新たなマーケットを創造してまいります。その実現のため、自社でのコンテンツ制作はもちろん、コンテンツ権利者との提携による制作・プロデュースと、ユーザーとの接点強化のためのユーザーリーチの増大に努めてまいります。

また、当社グループは、創業以来、「様々な情報端末を利用して、コンテンツを配信するビジネスを構築すること」を事業の柱に据えてまいりました。今後も、コンテンツ権利者、配信事業者、ユーザーそれぞれにとって有用な新しいサービスのしくみを開発し、必要となる端末組み込み技術、配信システム技術等のテクノロジーを用いたプラットフォームを構築することにより、新しいコンテンツ流通のしくみを創出してまいります。

##### <ポイント事業>

小売業が中心であったこれまでのポイントサービスは、近年、業種の垣根を越えたポイントの相互利用等のアライアンスが進行中であり、ポイントサービス間の競争が激化しております。このような状況において、当社グループは、O2O（オーツーオー：Online to Offline）を含む、新たなポイントサービス事業を創造してまいります。そのための開発の低コスト化や、簡便性向上などを通じたポイントサービスの顧客満足度向上、およびその実現のための提案力強化等を課題として認識し、戦略的な取り組みを進めてまいります。

##### <レーベル事業>

レーベル事業につきましては、音楽・映像関連業界の厳しい環境の下、企画した音源や映像などのコンテンツに基づく商品を主として販売する市販/配信事業においては、ヒットアーティストの育成・ヒット作品の創出によるアーティストラインアップの充実、豊富なカタログ音源の活用およびエンタテインメント事業における新規事業の拡大に経営資源を集中することにより、事業効率を高め、収益性を向上させてまいります。

制作した音源や映像を二次利用したコンテンツを販売する特販/通販事業のうち、特販事業においては、引き続き既存の取引先との関係を強化するとともに、新規販売チャネル、新規取引先の開拓を進めてまいります。また、豊富なコンテンツを有効活用することにより、シニア向け、団塊世代向けの商品をはじめとする企画商品を充実させ、音源の多角的事業展開を図ってまいります。

また、通販事業においては、「受注」「決済」「配送」などの通販業務を一貫して効率的に運用できるフルフィルメントシステムにより、効率的に事業を展開しております。さらに、他のレコード会社と同システムを活用する業務提携を行うことで、新規販売先の獲得および業務管理手数料などの新たな収益の獲得に成功しております。今後も、同様の業務提携を業界他社や異業種企業へ拡大すべく、提携企業と共同でのCD・DVD商品の企画・制作や顧客ニーズを勘案した生活雑貨分野の商品企画などにも取り組んでまいります。

株主の皆様には、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (平成29年3月31日現在)

当社グループは、「コンテンツ事業」、「ポイント事業」および「レーベル事業」を主たる業務としております。その概要は次のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
コンテンツ事業	コンテンツ配信サービス、配信プラットフォーム技術の開発、コンテンツ制作プロデュース
ポイント事業	ポイントサービスの提供等
レーベル事業	ミュージックソフト・ゲームソフト等の制作、宣伝、販売および音楽アーティストのマネジメント

(6) **主要な事業所** (平成29年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 (京都市中京区)  
南青山オフィス (東京都港区)

② 主要な子会社の事業所

株式会社フェイス・ワンダワークス (東京都港区)  
株式会社エンターメディア (東京都港区)  
ジャパンミュージックネットワーク株式会社 (東京都港区)  
グッディポイント株式会社 (京都市中京区)  
日本コロムビア株式会社 (東京都港区)

(7) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末 比増減
コンテンツ事業	155 (26) 名	△12 (△6) 名
ポイント事業	23 (1)	5 (△2)
レベル事業	212 (64)	25 (20)
合計	390 (91)	18 (12)

- (注) 1) 使用人数は就業人数であり、臨時従業員 (契約社員・アルバイト社員・人材会社からの派遣社員) は ( ) 内に外数で記載しております。  
2) 使用人数が前連結会計年度末と比べて18名増加いたしましたのは、主として、株式会社ドリーミュージックを連結子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
109名	37名減	40.8歳	6.3年

- (注) 1) 上記には、グループ会社からの出向社員21名が含まれ、臨時従業員 (契約社員・アルバイト社員・人材会社からの派遣社員) 22名は含まれておりません。  
2) 使用人数が前連結会計年度末と比べて37名減少いたしましたのは、主としてグループ会社からの出向社員が減少したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入残高	
	当社残高	子会社残高
株式会社三井住友銀行	300百万円	144百万円
三井住友信託銀行株式会社	68百万円	540百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	-	210百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、フランス共和国に現地法人Faith France, SASを設立し、平成28年6月1日から事業を開始しております。  
② 当社は、インドネシア共和国に現地法人PT. Faith Neo Indonesiaを設立し、平成28年12月6日から事業を開始しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 19,900,000株
- ② 発行済株式の総数 11,960,000株
- ③ 株主数 7,224名 (前期末比571名減)
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
平 澤 創	4,763,460株	48.26%
B N Y M T R E A T Y D T T 1 0	594,670	6.02
RMB JAPAN OPPORTUNITIES FUND, LP.	527,100	5.34
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	356,563	3.61
吉 本 興 業 株 式 会 社	206,870	2.09
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	171,840	1.74
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	135,000	1.36
日 本 ト ラ ス テ イ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	124,100	1.25
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	112,200	1.13
CBNY-NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC	107,805	1.09

- (注) 1) 当社は自己株式 (2,091,180株) を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2) 持株比率は自己株式 (2,091,180株) を控除して計算しております。  
3) 持株比率は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 会社役員の状況 (平成29年3月31日現在)

① 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 澤 創	株式会社八創 代表取締役 株式会社パソナグループ 取締役 日本コロムビア株式会社 取締役会長 株式会社GENESIS 代表取締役 BIC株式会社 取締役 株式会社ドリーミュージック 取締役会長
取 締 役	矢 崎 一 臣	最高技術責任者 東京マルチメディア放送株式会社 取締役
取 締 役	佐 伯 次 郎	最高財務責任者 管理本部長 日本コロムビア株式会社 取締役 株式会社フェイスフューチャーファンド 代表取締役社長
取 締 役	佐 伯 浩 二	
取 締 役	樋 口 泰 行	日本マイクロソフト株式会社 執行役員会長 アスフル株式会社 取締役 東京海上ホールディングス株式会社 取締役
常 勤 監 査 役	土 屋 文 男	
監 査 役	清 水 章	公認会計士 税理士 グッディポイント株式会社 監査役 日本商業開発株式会社 監査役 東銀座監査法人 社員
監 査 役	菅 谷 貴 子	弁護士 (山田・尾崎法律事務所) 学校法人桐蔭学園桐蔭横浜大学大学院法務研究科 准教授 日本コロムビア株式会社 監査役 トーセイ・リート投資法人 監督役員 日通商事株式会社 監査役

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(注) 1) 当事業年度中における取締役および監査役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
平澤 創	—	株式会社エンターメディア取締役 株主	平成29年3月1日
矢崎 一臣	グッドポイント株式会社 代表取締役社長	—	平成28年7月1日
佐伯 浩二	グッドポイント株式会社 代表取締役社長	グッドポイント株式会社 取締役	平成28年7月1日
樋口 泰行	—	東京海上ホールディングス株式会社 株主	平成28年6月27日
	日本マイクロソフト株式会社 代表執行役員社長	日本マイクロソフト株式会社 執行役員社長	平成28年7月1日
清水 章	—	東銀座監査法人 社員	平成28年7月1日
菅谷 貴子	—	日通商事株式会社 監査	平成28年6月29日

- 2) 代表取締役社長平澤創氏は、平成29年4月1日付で株式会社エンターメディア取締役会長、平成29年5月15日付で株式会社ワクワワークス取締役会長にそれぞれ就任しております。
- 3) 取締役樋口泰行氏は、平成29年3月31日付で日本マイクロソフト株式会社執行役員会長を退任し、平成29年4月1日付でパナソニック株式会社専務役員コネクティッドソリューションズ社社長に就任しております。
- 4) 取締役樋口泰行氏は、社外取締役であります。
- 5) 監査役清水章氏および監査役菅谷貴子氏は、社外監査役であります。
- 6) 監査役清水章氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 7) 当社は、取締役樋口泰行氏および監査役清水章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 8) 当社は、取締役樋口泰行氏、監査役土屋文男氏、監査役清水章氏および監査役菅谷貴子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を法令に定める最低責任限度額を限度として締結しております。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	99百万円
監 査 役	3名	12百万円
合 計 (うち社外役員)	8名 (3)	111百万円 (9)

- (注) 1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2) 取締役の報酬限度額は、平成13年3月15日開催の臨時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。  
 3) 監査役の報酬限度額は、平成13年3月15日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地 位	氏 名	兼 職 状 況
取 締 役	樋 口 泰 行	日本マイクロソフト株式会社 執行役員会長 アスクル株式会社 取締役 東京海上ホールディングス株式会社 取締役
監 査 役	清 水 章	公認会計士 税理士 グッディポイント株式会社 監査役 日本商業開発株式会社 監査役 東銀座監査法人 社員
監 査 役	菅 谷 貴 子	弁護士 (山田・尾崎法律事務所) 学校法人桐蔭学園桐蔭横浜大学大学院法務研究科 准教授 日本コロムビア株式会社 監査役 トーセイ・リート投資法人 監督役員 日通商事株式会社 監査役

- ・ 取締役樋口泰行氏が兼職している日本マイクロソフト株式会社、アスクル株式会社および東京海上ホールディングス株式会社と当社との間には、重要な取引関係はありません。
- ・ 監査役清水章氏が兼職しているグッディポイント株式会社は当社の子会社であり、当社と同社との間には取引関係があります。また、同氏が兼職している日本商業開発株式会社および東銀座監査法人と当社との間には、重要な取引関係はありません。
- ・ 監査役菅谷貴子氏が兼職している日本コロムビア株式会社は当社の子会社であり、当社と同社との間には取引関係があります。また、同氏が兼職している学校法人桐蔭学園桐蔭横浜大学大学院、トーセイ・リート投資法人および日通商事株式会社と当社との間には、重要な取引関係はありません。

## 2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	樋 口 泰 行	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席。報告事項や決議事項について、経験豊富な経営者の観点から有用なご指摘、ご意見をいただいております。
監 査 役	清 水 章	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に、また監査役会13回のうち13回に出席。公認会計士および税理士としての専門性に基づき、客観的な立場から有用なご指摘、ご意見をいただいております。
監 査 役	菅 谷 貴 子	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に、また監査役会13回のうち13回に出席。弁護士としての専門性に基づき、客観的な立場から有用なご指摘、ご意見をいただいております。

## 3) 当社の子会社からの報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役1名が当社子会社である日本コロムビア株式会社から受けている役員報酬等の総額は3百万円であります。

## (3) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65百万円

(注) 1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2) 監査役会は、日本監査役協会の実務指針を参考にして、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針  
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。  
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。  
なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

1) 処分対象

新日本有限責任監査法人

2) 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月  
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

- ① 当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」といいます）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社の代表取締役は、当社グループの企業理念、倫理方針およびコンプライアンス行動基準を策定し、当社グループ内に推進・定着させるとともに、自らかかる企業理念等に則した経営に率先して取り組んでまいります。
  - 2) 上記企業理念等に沿った当社グループ全体のコーポレートガバナンス体制の構築と徹底を図るため、内部統制委員会を設置しております。
  - 3) 当社に内部監査室を置き、当社グループ全体について、各子会社の規模、業態に応じて業務の適正性を監査しております。また、公正性・客観性を確保するために外部機関を通じた監査も実施しております。
  - 4) 当社グループ外有識者により構成される「アドバイザリー・ボード（経営諮問委員会）」を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の向上と事業戦略決定プロセスの強化を図っております。
  - 5) 当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化と徹底を図るため、当社の代表取締役を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置しております。
  - 6) 当社グループ内における法令違反その他のコンプライアンス違反を匿名でも実名でも申告、相談できる「内部通報制度」を構築し、当社内および当社グループ外に窓口を設置しております。
  - 7) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断することをコンプライアンス行動基準に定め、不当要求等に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - 1) 総務部担当役員は、法令および文書管理規程に基づき、次の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに適切に保存し、かつ管理することとしております。
    - ・ 株主総会議事録
    - ・ 取締役会議事録
    - ・ 計算書類等
    - ・ その他経営上重要な文書
  - 2) 総務部担当役員は、上記1)に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、文書管理規程に定めた期間保存し、かつ管理することとしております。
  - 3) 総務部担当役員は、取締役および使用人に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導することとしております。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 当社は、当社グループ全体の事業活動に潜在する様々なリスクの管理について定めるリスク管理規程を策定し、各子会社の規模、業態に応じて当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する体制を構築することとしております。

- 2)大規模な事故、災害等が発生した場合や緊急時には、事業の継続を確保するための体制を整備することとしております。
- 3)経営に重大な影響をもたらす事態が発生した場合には、代表取締役を委員長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置するなどの対策を講じることとしております。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1)当社グループは、取締役会を原則毎月1回開催し、経営に関する重要事項について決定しております。
- 2)当社は、事業の多様化に伴い、職務分掌や決裁権限を明確にするため稟議規程、職務権限規程および指揮命令系統を整備し、子会社においてもこれに準拠した体制を構築することとしております。
- 3)当社は、社外取締役を置き、職務執行の公正性・客観性を確保することとしております。
- 4)当社は、取締役が迅速に意思決定し、経営の監督に注力できるよう執行役員制度を活用することとしております。
- 5)当社は、原則、毎月開催される経営会議（構成員：取締役、執行役員等）において、経営上、重要な事項を協議、検討することとしております。
- ⑤ 次に掲げる体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 1)当社グループ各社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、当社グループ各社に対して経営内容に関する当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社グループ各社の状況に応じて必要な運営管理および支援業務を行うこととしております。
- 2)重要な子会社に対しては、当社の役員および使用人を当該子会社の取締役および監査役として派遣し、当該子会社を管理、監督することとしております。
- 3)当社グループの企業理念および倫理方針を共有し、これを推進、定着させるとともに、当社の「内部通報制度」を当社グループにおいても導入し、当社グループのコンプライアンス体制を確保することとしております。
- 4)子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容を定期的に報告させ、重要案件については事前に協議を行うこととしております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1)監査役を補助する使用人を配置することとしております。
- 2)上記使用人は、当該補助業務に限っては監査役の指揮命令に服し、取締役その他の使用人の指揮命令は受けないこととしております。
- 3)取締役からの独立性を確保するため、上記使用人の人事考課は監査役が行い、その任命、異動等については監査役の同意を得ることとしております。
- 4)上記使用人は、監査役を補助する業務の遂行にあたり、必要な情報のすべてを収集できるものとしております。

- ⑦ 当社グループの取締役・監査役等および使用人（以下、あわせて「当社グループ役職員」といいます）が当社の監査役に報告をするための体制
- 1) コンプライアンスおよびリスクに関する事項等、当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した当社グループ役職員、またはこれらの者から報告を受けた当社グループ役職員は、当社の監査役に対してただちに報告することとしております。
  - 2) 当社グループ役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告することとしております。
  - 3) 内部統制委員会、内部監査室およびコンプライアンス委員会は、その職務の内容に応じ、当社の監査役に対して随時報告を行うこととしております。
  - 4) コンプライアンス委員会は、当社の監査役から、当社グループ役職員からの内部通報の状況について報告を求められた場合には、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで当社の監査役に対して報告を行うこととしております。
- ⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、前項に従い監査役への報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員に周知徹底しております。
- ⑨ 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当社所定の手続により当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の仕事の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
- ⑩ その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他重要な会議に出席（第6項に定める使用人による代理出席を含む）することができるほか、重要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができます。
  - 2) 監査役は、定期的に会計監査人から会計監査の方法および結果について報告を受け、意見を交換することとしております。
  - 3) 監査役は、内部監査室と緊密な連携を図ることとしております。
  - 4) 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家との間で情報交換を行い、助言を受けることとしております。
  - 5) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換を実施することとしております。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、金融商品取引法および関係諸法令等に基づき、財務報告の信頼性を確保し、内部統制報告が有効かつ適切に行われるような内部統制システムを構築・整備するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととしております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① コンプライアンス
  - 1) コンプライアンス委員会において、当社グループ内で発見された法令違反・不正行為等の是正措置や再発防止措置等を検討および策定しております。
  - 2) 相談および通報窓口である「内部通報制度」の運営状況は、コンプライアンス委員会において報告しております。
  - 3) 当社グループ役職員の行動基準として「フェイス・グループ・コンプライアンス行動基準」を定め、遵守事項の周知徹底、助言、指導などの活動を行っております。
- ② リスク管理
  - 1) 当社グループの危機管理に関する基本的事項について、リスク管理規程に定めております。
  - 2) 不測の事態が生じた場合、事実関係の調査および評価を行い、その結果を受けて、代表取締役社長を本部長とする危機対策本部を設置し、その対応策等の検討や審議を行うこととしております。
  - 3) 緊急連絡先への通報制度を構築し、リスクを一元的に収集・分類することで危機管理に必要な体制を整備しております。
- ③ グループ管理
  - 1) 関係会社管理規程に従い、当社のグループ経営企画室が中心となって定期的にグループ会社の業務運営を監督し、適正な管理を実施しております。
  - 2) 当社グループにおける経営戦略・方針の策定および企業集団としてのシナジーに関する検討を行うため、常勤取締役、執行役員、幹部職員および各子会社の社長が出席するグループ戦略会議を実施しております。
- ④ 取締役の職務執行
  - 1) 当社グループの内部統制システムの整備・運用状況について、内部統制委員会がモニタリングを実施し、その評価結果を最高財務責任者に報告しております。当事業年度におきまして、開示すべき重要な不備は発見されておられません。
  - 2) 取締役の迅速な意思決定と機能強化を目的として、執行役員制度を導入するとともに、社外取締役を登用し、職務執行の公正性および客観性を確保しております。
  - 3) 当事業年度におきまして、取締役会を14回、経営会議を12回開催いたしました。
- ⑤ 監査役
  - 1) 監査役は、取締役会や経営会議等重要な会議への出席のほか、当社の代表取締役社長や会計監査人、内部監査室、当社グループ会社の取締役および監査役等との間で定期的に情報交換を行うことにより、取締役の職務の執行について監査をしております。
  - 2) 当事業年度におきまして、監査役会は13回開催し、監査役相互による意見交換を行っております。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>18,876,055</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,560,185</b>
現金及び預金	14,268,853	支払手形及び買掛金	1,233,646
受取手形及び売掛金	2,659,104	短期借入金	852,119
有価証券	230,572	リース債務	6,582
商品及び製品	561,536	未払金	1,447,152
仕掛品	356,686	未払費用	2,756,629
原材料及び貯蔵品	49,983	未払法人税等	327,800
未収還付法人税等	27,454	賞与引当金	78,300
繰延税金資産	100,976	ポインント引当金	43,570
その他	639,750	返品調整引当金	96,748
貸倒引当金	△18,863	その他	717,634
<b>固定資産</b>	<b>8,083,496</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,332,787</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,831,617</b>	長期借入金	464,530
建物及び構築物	1,160,821	退職給付に係る負債	621,382
機械装置及び運搬具	19,979	リース債務	1,446
工具器具備品	141,336	繰延税金負債	195,107
リース資産	7,795	その他	50,320
土地	1,501,684	<b>負債合計</b>	<b>8,892,972</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>2,689,188</b>	<b>純資産の部</b>	
のれん	1,833,611	株主資本	15,838,131
リース資産	424	資本金	3,218,000
ソフトウェア	441,953	資本剰余金	3,705,680
その他	413,200	利益剰余金	11,953,901
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,562,690</b>	自己株式	△3,039,450
投資有価証券	2,137,412	その他の包括利益累計額	214,381
繰延税金資産	26,208	その他有価証券評価差額金	267,014
その他	718,609	為替換算調整勘定	△11,513
貸倒引当金	△319,539	退職給付に係る調整累計額	△41,119
<b>資産合計</b>	<b>26,959,552</b>	新株予約権	15,691
		非支配株主持分	1,998,376
		<b>純資産合計</b>	<b>18,066,579</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>26,959,552</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	20,795,074		
販売費	12,528,057		
営業外	8,267,016		
取	6,509,223		
受取	1,757,793		
受取		1,311	利息
受取		5,137	金
受取		36	息
受取		23,921	益
受取		22,680	入
受取		10,816	雑
受取			63,903
受取		11,045	息
受取		1,784	損
受取		86,238	失
受取		174,469	用
受取		9,156	出
受取			282,693
受取			1,539,004
受取		224,236	益
受取		19,845	却
受取		27,043	益
受取			271,125
受取		80,324	損
受取		9,919	分
受取		10,140	他
受取			100,383
受取			1,709,746
受取		430,540	税
受取		△98,908	額
受取			331,632
受取			1,378,113
受取			806,175
受取			571,938

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成28年4月1日 期首残高	3,218,000	3,707,197	11,480,657	△3,038,502	15,367,352
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△98,694		△98,694
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△1,517			△1,517
親会社株主に帰属する当期純利益			571,938		571,938
自己株式の取得				△947	△947
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△1,517	473,243	△947	470,778
平成29年3月31日 期末残高	3,218,000	3,705,680	11,953,901	△3,039,450	15,838,131

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
平成28年4月1日 期首残高	198,282	△8,446	△928	188,908	42,734	1,230,815	16,829,810
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△98,694
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△1,517
親会社株主に帰属する当期純利益							571,938
自己株式の取得							△947
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	68,731	△3,067	△40,191	25,473	△27,043	767,560	765,990
連結会計年度中の変動額合計	68,731	△3,067	△40,191	25,473	△27,043	767,560	1,236,769
平成29年3月31日 期末残高	267,014	△11,513	△41,119	214,381	15,691	1,998,376	18,066,579

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>6,855,566</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>619,721</b>
現金及び預金	6,172,877	買掛金	85,539
売掛金	257,426	短期借入金	105,000
有価証券	230,572	未払金	304,609
商品及び製品	5,246	未払法人税等	24,152
前払費用	41,400	未払費用	12,511
短期貸付金	115,130	預り金	14,382
その他	100,007	賞与引当金	68,537
貸倒引当金	△67,095	その他	4,989
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,449,006</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>468,754</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,651,571</b>	長期借入金	263,750
建物	1,061,692	繰延税金負債	132,482
構築物	3,772	退職給付引当金	68,270
車両運搬具	4,319	その他	4,252
工具器具備品	80,890	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,088,476</b>
土地	1,500,895	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>443,223</b>	科 目	金 額
のれん	1,416	<b>株 主 資 本</b>	<b>13,950,317</b>
ソフトウェア	269,646	資 本 金	3,218,000
電話加入権	1,584	資 本 剰 余 金	3,708,355
その他	170,575	資 本 準 備 金	3,708,355
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,354,212</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>10,063,413</b>
投資有価証券	1,621,227	利 益 準 備 金	1,500
関係会社株式	3,546,404	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,061,913
長期貸付金	88,773	別 途 積 立 金	4,500,000
その他	145,929	繰 越 利 益 剰 余 金	5,561,913
貸倒引当金	△48,124	<b>自 己 株 式</b>	<b>△3,039,450</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>15,304,573</b>	評 価 ・ 換 算 差 額 等	265,778
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	265,778
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>14,216,096</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>15,304,573</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,817,098
売上原価	1,575,091
販売費及び一般管理費	1,242,007
営業利益	1,238,620
営業外収益	3,386
受取利息	3,616
受取配当金	306,246
投資事業組合運用益	23,921
雑収入	4,217
営業外費用	338,002
支払利息	1,922
有価証券評価損	7,438
貸倒引当金繰入額	52,026
為替差損	805
雑支出	277
経常利益	62,470
特別損失	278,918
固定資産処分損	78,763
関係会社株式評価損	196,224
減損	9,919
当期純損失	284,907
税引前当期純損失	5,988
法人税、住民税及び事業税	5,014
法人税等調整額	15,625
当期純損失	26,629

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 積 立	途 金			
平成28年4月1日期首残高	3,218,000	3,708,355	3,708,355	1,500	4,500,000	5,687,237	10,188,737	△3,038,502	14,076,589
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△98,694	△98,694		△98,694
当期純損失						△26,629	△26,629		△26,629
自己株式の取得								△947	△947
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△125,323	△125,323	△947	△126,271
平成29年3月31日期末残高	3,218,000	3,708,355	3,708,355	1,500	4,500,000	5,561,913	10,063,413	△3,039,450	13,950,317

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成28年4月1日期首残高	197,524	197,524	14,274,113
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△98,694
当期純損失			△26,629
自己株式の取得			△947
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	68,254	68,254	68,254
事業年度中の変動額合計	68,254	68,254	△58,017
平成29年3月31日期末残高	265,778	265,778	14,216,096

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

株式会社フェイス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 健次 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北池 晃一郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フェイスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フェイス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

連結注記表の追加情報に記載されているとおり、会社は、平成29年3月28日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、日本コロムビア株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

株式会社フェイス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々木 健次 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北池 晃一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フェイスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

個別注記表の追加情報に記載されているとおり、会社は、平成29年3月28日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、日本コロムビア株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

株式会社フェイス 監査役会

常勤監査役 土屋 文 男 ㊟

社外監査役 清 水 章 ㊟

社外監査役 菅 谷 貴 子 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、企業体質の強化および安定配当の継続等を基本方針とし、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
期末配当につきましては、当社普通株式1株につき金5円（配当総額49,344,100円）といたしたいと存じます。これにより、中間配当を含めた当期の年間配当は、当社普通株式1株につき金10円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 当社と日本コロムビア株式会社との株式交換契約承認の件

当社および日本コロムビア株式会社（以下「日本コロムビア」といいます。）は、平成29年3月28日開催のそれぞれの取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、日本コロムビアを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認をお願いするものでございます。  
本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容の概要等は次のとおりであります。

### 1. 本株式交換を行う理由

当社は、平成4年に設立され、日本で初めて音楽データ（MIDI）の商業配信事業を開始し、携帯電話用音楽フォーマットを利用した着信メロディ配信サービスを多くの携帯電話メーカーに搭載する等、世界で初めて着信メロディのビジネスモデルを確立し、創業時より、あらゆるデバイスに「音」を中心とするコンテンツを配信する仕組み創りを行ってまいりました。

一方、日本コロムビアは、明治43年10月1日に蓄音器の製造販売会社として事業を開始し、以来、日本初のプレスレコード、LPレコード発売、CDを世界に先駆け販売、業界初の着信うたフルサイトを携帯3キャリアで配信を開始する等、日本の音楽の歴史を築いてきた我が国最初のレコード会社です。高いシェアを誇る演歌・歌謡曲をはじめとして、J-POP、アニメ、教育、邦楽、ジャズ、クラシックと幅広いジャンルにわたって作品を制作・リリースしており、その保有する楽曲数は16万曲以上に及び、そのブランドは広く日本に知れわたっています。また、音楽出版子会社が管理する数万曲に及ぶ楽曲と日本コロムビア保有のカタログ原盤からの許諾料収入は、グループの大きな収益基盤となっています。さらに、ゲーム開発分野においても事業を展開しているほか、既存コンテンツを二次利用し通販業者等にカスタマイズした商品を提供する特販／通販事業部門を有し、既存アーティストと新人アーティストのヒット作品創出、教育・出版・アニメ業界との連携を強化しアニメ教育作品のさらなる拡充を行うとともに、自社アーティストの発掘・育成・マネジメントを行っており、また、グッズ、ライブおよびコンサート事業等音楽CD以外にも事業領域を拡大する展開を進めております。

当社および日本コロムビアは、平成22年1月の戦略的パートナーシップの構築以降、平成26年3月の当社による日本コロムビアの連結子会社化を通じて、その関係を深化させ、現在、日本コロムビアを含むフェイス・グループは、①「マルチコンテンツ&マルチプラットフォーム」を提唱し、様々な多機能端末、より細分化するコンテンツ等、著しく変化する市場環境に合わせて、多様なユーザーのニーズに応えるため、コンテンツ配信サービス事業の企画・開発、コンテンツフォーマット技術の開発・ライセンス提供を行う「コンテンツ事業」、②流通小売業等を主対象としたポイントサービスを提供する「ポイント事業」、および③日本コロムビア等により展開されている「レーベル事業」の3つを中核として事業展開をしております。

フェイス・グループは、上記3つのセグメント事業を通じて、将来にわたるグループの成長・発展に向け、以下のとおり「コンテンツ流通の新たな仕組み創り」と「新・360°戦略」の早期具現

化を主要な課題として取り組んでおります。

#### (1) コンテンツ流通の新たな仕組み創り

国内における携帯・スマートフォンの累計契約数は、平成28年12月に1億6,070万件となり、特に、スマートフォンは平成28年の出荷台数が2,942万台で2年連続の増加となり、平成24年の3,042万台に次ぐ過去2番目の出荷実績となりました。これらスマートフォンやタブレット端末の普及を背景とした情報流通手段の多様化に伴い、多くの情報が収集・構築・流通され、人々がそれらの情報を利用・共有して、人との交流を築いていくコミュニケーションプラットフォーム・ソーシャルゲーム・SNS等新たなサービスが生まれており、コンテンツサービスにおいても、ユーザーニーズに即した様々なサービスやコンテンツ流通の新たな仕組み創りが求められています。フェイス・グループは、ユーザーの「いつでもどこでも」というニーズに応えるべく次世代のコンテンツ流通を新たに創り出すことを目標としております。

#### (2) 新・360° 戦略

日本は世界第2位の音楽市場といわれていますが、平成27年の音楽ソフト生産金額と有料音楽配信売上金額の合計は3,015億円と前年と比べ1%上回ったものの、ピークであった平成10年の6,075億円と比較すると50%の水準にまで減少しています。また、急激に増加していた配信売上も平成22年以降は前年を下回る状況となっていました。平成27年にはサブスクリプションサービスの伸長（前年比158%）の後押しにより増加する等市場構造は大きく変化しています。これに対して音楽ライブ市場の規模は、平成27年には過去最高の3,186億円に拡大しており、付随する出演料・マーチャンダイジング料をはじめ、特に日本ではカラオケ事業や有線放送事業等、音楽に関わるアーティスト関連のビジネスの重要性が大きなものとなっています。フェイス・グループでは、早い段階からそうしたビジネスモデルにシフトしていくであろうという先見の下「新・360° 戦略」を掲げ、グループ各社でアーティストとファン・ユーザーをつなぐ様々な機能を企画・開発し、新たな仕組みを提供するビジネスモデル構築に注力しております。

フェイス・グループは、日本コロムビアの連結子会社化後、上記のような事業構造の変化に伴い、引き続き厳しい環境下にある音楽業界において、双方がお互いの事業の根幹を成す資産、経営資源およびノウハウ等を相互に提供・活用することにより両社の企業価値のより一層の向上を図ってまいりました。具体的には、当社および日本コロムビアが協業しながら、①アーティスト育成・開発の新たな手法モデルの確立、②新たな制作手法の活用、③新たなメディアによるプロモーション展開と相互補完、④マネジメント事業等周辺ビジネスの拡大、⑤新たな商材、販売組織の連携、⑥アジア各国等へのグローバル展開等を推進し、また、グループレベルでのオフィス・管理部門の統合、組織に囚われず事業の進捗・繁忙時期に合わせて事業要員を柔軟に配置するビジネスユニット制の採用等、生産性や経営効率の向上を通じて、企業価値向上に一定の成果を上げてまいりました。

一方、音楽業界は、100年に1度ともいえる大きな変革期を迎えております。あらゆる業界の括りを超えて様々な要素が融合され、新たな価値を生み始めており、フェイス・グループを取り巻く

事業環境は、日本コロムビアの連結子会社化以降も、音楽業界の動向だけでは語れない新領域に加速的に移行してきており、音楽視聴の多様化に対応するサービス提供の必要性が一層の高まりを見せる中、音楽への興味関心の分散、アーティストへの収益分配問題の複雑化等、様々な課題に直面しております。

レコード会社が今後も継続的に日本の音楽業界の主要な役割を果たし、収益を拡大していくためには、将来を見据えて刻々と変化する市場環境を先取りして事業展開するための新たな事業手法が必要であり、それらの事業手法を活用して、ソフトパッケージの販売に留まらない新たな業態へのシフトが今後の競争力を左右するものと考えております。

かかる状況の下、当社および日本コロムビアは、両社のさらなる企業価値の維持・向上を目指し、平成28年12月上旬頃より、両社間で資本関係の深化も含めた協議を進めてまいりました。その結果、想定以上のスピードで変化していく事業環境の中で、資本面・事業面の一元化を進め、双方の技術・人材を効率的に活用し、ユーザーサイドとアーティスト等コンテンツ制作者サイド双方に対して新たな事業手法を導入していくために必要な投資を、機を逸することなく果敢に行うことが、これまで以上に、新たなサービス・新市場の創出を行うことに繋がり、ひいては当社と日本コロムビアの企業価値のさらなる向上に資すると当社は判断し、日本コロムビアに対して、平成29年2月上旬頃に本株式交換の申し入れを行いました。

日本コロムビアとしても、戦略的パートナーシップの構築および連結子会社化以降、企業価値向上に一定の成果が出ているものの、今後の事業環境の激変に鑑み、企業価値を維持・向上させるためには、これまで以上に加速的に上記の施策を推進していくことが重要と判断し、当社との間で資本関係の深化も含めた協議を進めてまいりました。その結果、日本コロムビアと当社の資本関係をより強固なものとする中で、組織運営の柔軟性を確保し、事業戦略の一元化と意思決定のスピードアップ、ノウハウ・人材等のリソースの効率的な活用を可能とすることが、上記①～⑥の施策に加え、(i) アーティストビジネスの最大化および(ii) 知的財産権(IP)のマルチユース活性化と保持拡大の実現に不可欠であると判断いたしました。

こうした認識の下、両社は度重なる協議を行い、音楽業界、その将来性および両社のポジショニング等についての認識も共有し、今後の両社のあるべき姿についても議論を積み重ねるとともに、日本コロムビアにおいても、独自に上場廃止によるメリットやリスク、ステークホルダーに与える影響等について検討を進めてまいりました。

その結果、当社が日本コロムビアを完全子会社化することにより、前述のとおり、フェイス・グループにおける音楽業界の変革期に対応する創造力を一層強化でき、日本コロムビアの企業価値向上に資するものであるのみならず、フェイス・グループ全体の企業価値の向上のためにも非常に有益であるとの考えを共有するに至りました。また、完全子会社化によりもたらされる企業価値の向上を日本コロムビア株主の皆様にも享受いただくためには、当社を株式交換完全親会社とし日本コロムビアを株式交換完全子会社とする株式交換の方法により、日本コロムビアの少数株主の皆様にも本株式交換後も引き続きフェイス・グループの株主となっていただくことが最適な選択であるという考えで両社の見解が一致したことから、本株式交換を行うことを決定いたしました。

## 2. 本株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容の概要は以下のとおりであります。

### 株式交換契約書（写）

株式会社フェイス（以下、「甲」という。）及び日本コロムビア株式会社（以下、「乙」という。）は、平成29年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

#### 第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

##### （1）甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社フェイス

住所：京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル

##### （2）乙（株式交換完全子会社）

商号：日本コロムビア株式会社

住所：東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

#### 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株主（第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に0.59を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.59株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

#### 第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

（1）資本金の額 0円

（2）資本準備金の額 会社計算規則第39条の規定に従って甲が別途定める額

（3）利益準備金の額 0円

#### 第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下、「本効力発生日」という。）は、平成29年8月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は

協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、平成29年6月29日に開催予定の定時株主総会（以下、「甲定時株主総会」という。）において、本契約の承認を求める。
2. 乙は、平成29年6月23日に開催予定の定時株主総会（以下、「乙定時株主総会」という。）において、本契約の承認を求める。
3. 本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、甲定時株主総会及び乙定時株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第7条（事業の運営等）

甲及び乙は、本契約に別途定める場合を除き、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間、通常の業務の範囲内で、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。

#### 第8条（剰余金の配当等）

1. 甲及び乙は、次項に定めるものを除き、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。
2. 甲は、平成29年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり5円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

#### 第9条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時の直前時において保有することとなる自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

#### 第10条（新株予約権の処理）

乙は、乙定時株主総会において本契約の承認が得られた場合、本効力発生日の前日までに、乙が発行し未だ権利行使されていない新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）について、本新株予約権を保有する新株予約権者をして、その保有する本新株予約権を全て放棄させるものとする。

#### 第11条（本株式交換の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な影響を及ぼす事態が生じ又は明らかとなった場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

#### 第12条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに甲定時株主総会若しくは乙定時株主総会において本契

約の承認が受けられない場合、(ii) 本効力発生日の前日までに法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は (iii) 前条に基づき本株式交換が中止された場合には、その効力を失う。

第13条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月28日

- 甲 京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1  
井門明治安田生命ビル  
株式会社フェイス  
代表取締役社長 平澤 創 ㊟
- 乙 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号  
日本コロムビア株式会社  
代表取締役社長 吉田 眞市 ㊟

### 3. 会社法施行規則第193条（第5号および第6号を除く。）に定める内容の概要

#### (1) 本株式交換に際して当社が日本コロムビアの株主に対して交付する対価の相当性に関する事項

##### ① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	日本コロムビア (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.59
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：3,900,834株（予定）	

(注1) 本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）

日本コロムビアの普通株式（以下「日本コロムビア株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.59株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有する日本コロムビア株式（平成29年3月28日現在6,875,916株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が日本コロムビア株式（ただし、当社が保有する日本コロムビア株式を除きます。）の全てを取得する直前時（以下「基準時」といいます。）における日本コロムビア株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有する日本コロムビア株式に代えて、その保有する日本コロムビア株式の数の合計に0.59を乗じて得た数の当社株式を交付いたします。

なお、日本コロムビアは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する日本コロムビアの取締役会決議により、日本コロムビアが保有する自己株式および基準時の直前時までに日本コロムビアが保有することとなる自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前時をもって消却する予定です。また、当社が交付する株式は、新たに発行する普通株式および当社が保有する自己株式にて充当する予定です。なお、当社の交付する株式数は、日本コロムビアの自己株式の取得・消却等により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる日本コロムビア株主の皆様については、当社の定款および株式取扱規則の定めるところにより、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

#### 1. 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を当社から買い増すことができる制度です。

## 2. 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取  
ることを当社に対して請求することができる制度です。

### （注4） 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる日本コロ  
ムビア株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が  
1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

## ② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

### （ア）割当ての内容の根拠および理由

当社および日本コロムビアは、本株式交換に用いられる上記3.（1）①「本株式交換に係  
る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、  
それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、  
当社は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、日本コロムビアは株式会社プ  
ルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を、それぞれの第三者算定  
機関に選定いたしました。

当社においては、下記（ウ）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定  
機関である野村證券から取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであ  
るアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、  
本株式交換比率は妥当であり、当社株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式  
交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

日本コロムビアにおいては、下記（ウ）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、  
第三者算定機関であるプルータスから取得した株式交換比率に関する算定書およびリーガル・  
アドバイザーである岩田合同法律事務所からの助言、ならびに、下記（エ）「利益相反を回避  
するための措置」に記載のとおり、支配株主である当社との間で利害関係を有しない第三者委  
員会から受領した答申書等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当で  
あり、日本コロムビア株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率によ  
り本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、当社および日本コロムビアは、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・  
ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、当社および日本コロムビアの財政状況・資  
産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、相互に交渉・協議を重ねてまいりま  
した。

その結果、当社および日本コロムビアは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の  
皆様の利益に資するとの判断に至ったため、平成29年3月28日開催のそれぞれの取締役会の  
決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

## (イ) 算定に関する事項

## (i) 算定機関の名称および上場会社との関係

当社の第三者算定機関である野村證券および日本コロムビアの第三者算定機関であるプルートスはいずれも、当社および日本コロムビアから独立した算定機関であり、当社および日本コロムビアの関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## (ii) 算定の概要

野村證券は、当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成29年3月24日を基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社株式の平成28年9月26日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成28年12月26日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成29年2月27日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成29年3月17日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値および基準日終値を基に分析しております。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用し算定を行いました。

日本コロムビアについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成29年3月24日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における日本コロムビア株式の平成28年9月26日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成28年12月26日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成29年2月27日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成29年3月17日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値および基準日終値を基に分析しております。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用し算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.50 ~ 0.52
DCF法	0.48 ~ 0.63

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑

定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成29年3月24日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、当社および日本コロムビアの財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした両社の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。具体的には、平成30年3月期において、日本コロムビアにおける平成29年3月期にアニメ関連の大型映像作品および新作ゲームソフトの売上が予想を大幅に上回る見込みであること等により、対前年度比較で、当社の営業利益において約49.6%、日本コロムビアの営業利益において約60.5%の大幅な減益となることを見込んでおります。また、平成31年3月期には、当社において、コンテンツ事業におけるアーティスト向けプラットフォーム等のサービスにおいて利用者数の拡大等を見込むことにより、対前年度比較で営業利益において約44.3%の大幅な増益となることを見込んでおります。さらに、平成34年3月期には、日本コロムビアにおいて、アーティストマネジメント関連事業等の事業規模の拡大等により、対前年度比較で営業利益において約34.7%の大幅な増益となることを見込んでおります。

一方、プルータスは、当社株式および日本コロムビア株式会社について、両社の株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社と比較可能な類似上場会社が複数存在し、それらの比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、さらに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価法では、両社について、平成29年3月27日を算定基準日として、算定基準日を含む直近1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月ならびに日本コロムビアにより「業績予想の修正に関するお知らせ」が公表された平成28年11月7日の翌営業日である平成28年11月8日から算定基準日までの各期間につき、東京証券取引所市場第一部における終値の単純平均値を採用しております。

類似会社比較法では、当社と類似性があると判断される類似上場会社として、株式会社エムティーアイおよびオリコン株式会社を選定し、日本コロムビアと類似性があると判断される類似上場会社として、エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社および株式会社アミューズを選定した上で、事業価値に対するEBITおよびEBITDAの倍率を用いて算定を行いました。

DCF法では、当社については、当社が作成した平成29年3月期から平成34年3月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローおよび平成35年3月期以降の継続価値を、5.219%から5.923%の割引率で現在価値に換算しております。継続価値の算定には永久成長率法およびマルチプル法を用いており、永久成長率法では永久成長率として0%を用い、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして5.24倍を用いております。

日本コロムビアについては、日本コロムビアが作成した平成29年3月期から平成34年3月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローおよび平成35年3月期以降の継続価値を、5.634%から6.358%の割引率で現在価値に換算しております。継続価値の算定には永久成長率法およびマルチプル法を用いており、永久成長率法では永久成長率として0%を用い、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして4.51倍を用いております。

なお、DCF法の採用に当たり前提とした両社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度を含んでおります。具体的には、平成30年3月期において、日本コロムビアにおける平成29年3月期にアニメ関連の大型映像作品および新作ゲームソフトの売上が予想を大幅に上回る見込みであること等により、対前年度比較で、当社の営業利益において約49.6%、日本コロムビアの営業利益において約60.5%の大幅な減益となることを見込んでおります。また、平成31年3月期には、当社において、コンテンツ事業におけるアーティスト向けプラットフォーム等のサービスにおいて利用者数の拡大等を見込むことにより、対前年度比較で営業利益において約44.3%の大幅な増益となることを見込んでおります。さらに、平成34年3月期には、日本コロムビアにおいて、アーティストマネジメント関連事業等の事業規模の拡大等により、対前年度比較で営業利益において約34.7%の大幅な増益となることを見込んでおります。

各評価手法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定レンジは以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.504 ~ 0.530
類似会社比較法	0.456 ~ 0.804
DCF法	0.347 ~ 0.614

プルータスは、株式交換比率の算定に際して、当社および日本コロムビアから提供を受けた資料および情報ならびに一般に公開された情報が正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある全ての事実がプルータスに開示されたこと等を前提に、それらの資料および情報を原則としてそのまま採用し、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社およびその子会社・関連会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産および各負債の分析および評価を含め、独自の評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。算定において参照した財務予測は、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としており、算定結果は算定書提出日までの情報と経済情勢を反映したものであります。

(ウ) 公正性を担保するための措置

当社および日本コロムビアは、当社が、既に日本コロムビア株式6,875,916株（平成28年12月31日現在の発行済株式総数13,512,870株に占める割合にして50.88%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））を保有しており、日本コロムビアが当社の連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

(i) 独立した第三者算定機関からの算定書

当社は野村證券を、日本コロムビアはプルータスを、第三者算定機関に選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記(イ)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社および日本コロムビアは、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続および取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、当社および日本コロムビアから独立しており、当社および日本コロムビアとの間に重要な利害関係を有しません。一方、日本コロムビアは、リーガル・アドバイザーとして、岩田合同法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続および取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、岩田合同法律事務所は、当社および日本コロムビアから独立しており、当社および日本コロムビアとの間に重要な利害関係を有しません。

(エ) 利益相反を回避するための措置

当社が、既に日本コロムビア株式6,875,916株（平成28年12月31日現在の発行済株式総数13,512,870株に占める割合にして50.88%）を保有している支配株主であることから、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

(i) 日本コロムビアにおける、独立した第三者委員会からの答申書の取得

日本コロムビアは、平成29年2月21日、本株式交換が日本コロムビアの少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、支配株主である当社および日本コロムビアとの間で利害関係を有しない、独立した外部の有識者である浅妻敬氏（長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士）、砂川伸幸氏（京都大学経営管理大学院教授）および中原健夫氏（弁護士法人ほくと総合法律事務所代表弁護士）の3名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するに当たって、第三者委員会に対して、①本株式交換の目的が正当かつ合理的であり、本株式交換の実行が日本コロムビアの企業価値の向上に資するか、②本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）

が当社および日本コロムビアの企業価値の適正な評価に基づく公正なものであるか、③日本コロムビアの少数株主の利益に配慮した、客観的に公正なプロセスで本株式交換の進められているか、④上記①乃至③を総合的に検討した上で、日本コロムビアが本株式交換に応じることが、日本コロムビアの少数株主にとって不利益なものではないかについて、諮問いたしました。

第三者委員会は、平成29年2月21日から平成29年3月27日までに、会合を合計6回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関して、慎重に検討を行いました。

第三者委員会は、これらの検討に当たり、日本コロムビアから、本株式交換の意義・目的、本株式交換に至る背景、本株式交換の諸条件、日本コロムビアの本株式交換に対する考え方、日本コロムビアにおける検討・意思決定のプロセス、当社との間の交渉の方針・進捗状況、日本コロムビアの少数株主の状況、日本コロムビアの事業計画等に関する説明を受けており、また、プルータスから本株式交換比率の評価に関する説明を受けているほか、当社に対するインタビューを実施し、本株式交換の意義・目的、本株式交換に至る背景、当社の事業計画等について説明を受けております。さらに、第三者委員会は、日本コロムビアのリーガル・アドバイザーである岩田合同法律事務所から、本株式交換の手續面における公正性を担保するための措置および本株式交換に係る日本コロムビアの取締役会の意思決定の方法および過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する説明を受けております。

その結果、第三者委員会は、平成29年3月27日付で、上記①に関しては、本株式交換は、日本コロムビアが事業環境の変化を踏まえて従来のパッケージ型ビジネスに依存しない新たなビジネスモデルに迅速に転換することに資するものと考えられること等から、本株式交換の目的は正当かつ合理的であり、本株式交換の実行が日本コロムビアの企業価値の向上に資するものと考えられる旨、上記②に関しては、日本コロムビアの各アドバイザーが実施した当社に対するデュー・ディリジェンスおよび独立した第三者算定機関からの算定書の取得について、それらの手續・方法に公平性を欠くと認められる点は見当たらず、かつ、それらの結果に不合理であると認められる点は見当たらなかったこと、本株式交換における株式交換比率の水準は、日本コロムビアの株式価値に一般的なプレミアムを加算した妥当なものであるといえること、および、株式交換比率以外の取引条件も、同種・同規模の取引の条件と比較して一般的なものであること等から、本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）は当社および日本コロムビアの企業価値の適正な評価に基づく公正なものであると考えられる旨、上記③に関しては、本株式交換に関する日本コロムビアの意思決定過程において、恣意性が排除される仕組みが採用されているなど、本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）の交渉等に当たり、その公正性を確保するための客観的状況が確保されていること、日本コロムビアの株主が本株式交換に関する判断を行うに当たり、適切な情報が提供される予定であると認められること等から、本株式交換の手續は、日本コロムビアの少数株主の利益に配慮した、客観的に公正なプロセスで進められていると認められる旨、ならびに、上記④に関

しては、上記①乃至③において検討した事情等を総合的に考慮した結果、日本コロムビアが本株式交換に応じることは、日本コロムビアの少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の答申書を日本コロムビアの取締役会に対して提出しております。

- (ii) 利害関係を有する取締役および監査役を除く取締役全員の承認および監査役全員の異議がない旨の意見

日本コロムビアの取締役のうち、取締役会長である平澤創氏は当社の代表取締役を、代表取締役社長である吉田眞市氏は当社のフェイス・グループ参与を、取締役である佐伯次郎氏は当社の取締役を兼務しているため、利益相反防止の観点から、日本コロムビアの取締役会における本株式交換に係る審議および決議に参加しておらず、また、日本コロムビアの立場で当社との本株式交換の協議および交渉に参加しておりません。さらに、日本コロムビアの監査役のうち菅谷貴子氏は、当社の監査役を兼務しているため、利益相反防止の観点から、日本コロムビアの取締役会における本株式交換に係る審議に参加しておらず、また、当該取締役会における本株式交換に関する決議に対して意見を述べることを差し控えております。

日本コロムビアの取締役会における本株式交換に関する議案は、日本コロムビアの取締役5名のうち、上記平澤創氏、吉田眞市氏および佐伯次郎氏を除く2名の全員一致により承認可決されており、かつ、日本コロムビアの監査役4名のうち、上記菅谷貴子氏を除く3名は、全員一致により、本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

- (2) 本株式交換により増加する当社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により当社において増加する資本金および準備金の額は以下のとおりです。かかる資本金および準備金の額は、法令および当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

資本金の額	0円
資本準備金の額	会社計算規則第39条の規定に従って当社が別途定める額
利益準備金の額	0円

- (3) 日本コロムビアの最終事業年度に係る計算書類等の内容

日本コロムビアの最終事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に係る計算書類等の内容につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.faitth.co.jp/>）に掲載しております。

- (4) 日本コロムビアにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

- (5) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- ①当社および子会社の事業の現状に即し、当社の事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- ②取締役の経営責任を明確にし、コーポレート・ガバナンスを一層強化するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第21条（取締役の任期）第1項につきまして取締役の任期を2年以内から1年以内に短縮し、これに伴い、任期の調整に関する同条第2項を削除するものであります。
- ③機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第38条（剰余金の配当等の決定機関）および第39条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第38条（期末配当および基準日）および第39条（中間配当金および基準日）を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 (条文省略) (1)～(26) (条文省略) (新 設) (27)～(28) (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) (1)～(26) (現行どおり) <u>(27) 子会社に対する経営指導・支援に関する業務</u> <u>(28)～(29) (現行どおり)</u>
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u>  (新 設)	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)
	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第38条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって定めることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(期末配当および基準日)</u>  <u>第38条</u> 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p><u>(中間配当金および基準日)</u>  <u>第39条</u> 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u>  <u>第39条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。  2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>  3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

**第4号議案** 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため新任の候補者3名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者のうち吉田眞市氏の選任につきましては、第2号議案が原案どおり承認可決され、株式交換の効力が発生することを条件とし、その就任日は平成29年8月1日といたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	平 さわ はじめ 澤 (昭和42年3月26日生)	平成2年4月 任天堂株式会社入社 平成4年10月 当社創業 代表取締役社長（現任） 平成15年3月 株式会社八創代表取締役（現任） 平成16年8月 株式会社パソナ取締役 平成19年12月 株式会社パソナグループ取締役（現任） 平成22年4月 コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社（現日本コロムビア株式会社）取締役 同社取締役会会長 平成22年6月 同社取締役会会長（現任） 平成26年9月 株式会社GENESIS代表取締役（現任） 平成26年10月 BIC株式会社取締役（現任） 平成29年3月 株式会社ドリーミュージック取締役会会長（現任） 平成29年4月 株式会社エンターメディア取締役会会長（現任） 平成29年5月 株式会社ワクワワークス取締役会会長（現任）  (重要な兼職の状況) 株式会社八創代表取締役 株式会社パソナグループ取締役 日本コロムビア株式会社取締役会会長 株式会社GENESIS代表取締役 BIC株式会社取締役 株式会社ドリーミュージック取締役会会長 株式会社エンターメディア取締役会会長 株式会社ワクワワークス取締役会会長	4,763,460株
<p><b>【選任理由】</b>                      当社創業経営者であり、企業経営における幅広い見識と豊かな経験および卓越したリーダーシップの発揮により当社の企業価値向上を実現することが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
2	や ぎ き ひ ろ お み 矢 崎 一 臣 (昭和41年8月25日生)	昭和60年4月 富士通第一通信ソフトウェア株式会社(現富士通株式会社) 入社 平成13年4月 当社入社 平成22年6月 当社執行役員 当社開発本部長 平成25年6月 当社取締役(現任) 当社最高技術責任者(現任) 平成25年12月 株式会社フェイスフューチャーファンド取締役(現任) 平成27年1月 グッディポイント株式会社代表取締役会長 平成27年6月 東京マルチメディア放送株式会社取締役(現任) 平成29年4月 株式会社フェイス・ワンダワークス取締役(現任) 株式会社エンターメディア取締役(現任) ジャパンミュージックネットワーク株式会社取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 東京マルチメディア放送株式会社取締役	6,640株
<b>【選任理由】</b> 当社開発部門の要職を歴任した経験から、当社の競争力を高め企業価値向上を実現することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	さ え き し ろ う 佐 伯 次 郎 (昭和34年6月2日生)	昭和58年4月 株式会社熊谷組入社 平成14年6月 日本コロムビア株式会社入社 平成14年10月 同社財務経理本部長 平成15年6月 同社執行役 平成16年6月 同社常務執行役 平成17年6月 同社最高財務責任者 平成19年6月 同社専務執行役 平成22年6月 同社専務取締役 平成23年4月 同社財務本部長 平成24年6月 同社取締役(現任) 当社取締役(現任) 当社最高財務責任者(現任) 当社管理本部長(現任) 平成25年12月 株式会社フェイスフューチャーファンド代表取締役社長(現任) 平成28年10月 株式会社フライングペンギンズ取締役(現任) 平成29年3月 株式会社ドリーミュージック取締役(現任) 平成29年4月 株式会社フェイス・ワンダワークス取締役(現任) 株式会社エンターメディア取締役(現任) 株式会社Faith Artists Music Entertainment 取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 日本コロムビア株式会社取締役 株式会社フェイスフューチャーファンド代表取締役社長	1,380株
<b>【選任理由】</b> 当社および他企業の管理部門の責任者としての実績など、企業経営に関する豊かな経験を当社経営に活かすことが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	※ よし だ しん いち 吉 田 眞 市 (昭和43年3月10日生)	平成3年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成15年1月 株式会社ブロッコリー入社 平成15年5月 同社取締役 平成16年5月 同社常務取締役 平成17年5月 同社代表取締役社長 平成19年6月 株式会社磐梯インベストメンツディレクター 平成21年1月 当社上席執行役員 平成21年4月 株式会社フェイス・ワンダワークス代表取締役社長 平成22年4月 コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社(現日本コロムビア株式会社)取締役 平成22年6月 株式会社ウェブマネー代表取締役社長 平成25年6月 日本コロムビア株式会社取締役 当社フェイス・グループ参与(現任) 平成26年1月 日本コロムビア株式会社代表取締役副社長 コロムビア・マーケティング株式会社代表取締役社長 コロムビアソングス株式会社代表取締役副社長 平成27年4月 日本コロムビア株式会社代表取締役社長(現任) 平成28年6月 コロムビア・マーケティング株式会社取締役会長(現任) コロムビアソングス株式会社取締役会長(現任)  (重要な兼職の状況) 日本コロムビア株式会社代表取締役社長 コロムビア・マーケティング株式会社取締役会長 コロムビアソングス株式会社取締役会長	-
<b>【選任理由】</b> 企業経営およびエンタテインメント業界における幅広い見識と豊かな経験から、当社の企業価値向上を実現することが期待できるため、取締役候補者といたしました。			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	ひ ぐち やす ゆき 樋 口 泰 行 (昭和32年11月28日生)	昭和55年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社 平成4年4月 株式会社ボストンコンサルティンググループ入社 平成6年7月 アップルコンピュータ株式会社(現Apple Japan合同会社)入社 平成12年10月 コンパックコンピュータ株式会社(現日本ヒューレット・パッカード株式会社)取締役コンシューマビジネス統括本部長 平成15年5月 日本ヒューレット・パッカード株式会社代表取締役社長 平成17年5月 株式会社ダイエー代表取締役社長 平成19年3月 マイクロソフト株式会社(現日本マイクロソフト株式会社)代表執行役兼COO 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成20年4月 マイクロソフト株式会社(現日本マイクロソフト株式会社)代表執行役社長兼米国本社コーポレートバイスプレジデント 平成27年7月 同社代表執行役会長 平成27年8月 アスクル株式会社取締役(現任) 平成28年6月 東京海上ホールディングス株式会社取締役(現任) 平成28年7月 日本マイクロソフト株式会社執行役員会長 平成29年4月 パナソニック株式会社専務役員コネクティッドソリューションズ社社長(現任)  (重要な兼職の状況) パナソニック株式会社専務役員コネクティッドソリューションズ社社長 アスクル株式会社取締役 東京海上ホールディングス株式会社取締役	-
<b>【選任理由】</b> 企業経営における幅広い見識と豊かな経験から、当社に必要な経営の監督と幅広い助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	※ 別 所 哲 也 (昭和40年8月31日生)	平成6年8月 有限会社パシフィックボイス(現株式会社パシフィックボイス) 代表取締役(現任) 平成11年6月 アメリカン・ショートショートフィルム フェスティバル(現ショートショートフィルム フェスティバル&アジア) 代表(現任) 平成18年11月 株式会社ビジュアルボイス代表取締役(現任) 平成21年2月 観光庁YŌKOSO! JAPAN(現VISIT JAPAN) 大使(現任) 平成21年10月 株式会社キャスティングボイス代表取締役社長(現任) 平成22年2月 内閣官房知的財産戦略本部コンテンツ強化 専門調査会委員 平成24年4月 カタールフレンド基金親善大使 平成24年12月 横浜市専門委員(現任) 平成25年4月 映画倫理委員会委員(現任) 平成26年11月 NHK国際放送番組審議会委員(現任) 平成27年7月 外務省ジャパン・ハウス有識者諮問会議メンバー(現任) 平成27年9月 島田市ふるさと大使(現任) 平成28年5月 一般財団法人渋谷区観光協会名誉理事長(現任)  (重要な兼職の状況) ショートショートフィルム フェスティバル&アジア代表 株式会社パシフィックボイス代表取締役 株式会社ビジュアルボイス代表取締役 株式会社キャスティングボイス代表取締役社長 観光庁VISIT JAPAN大使 横浜市専門委員 外務省ジャパン・ハウス有識者諮問会議メンバー	-
<b>【選任理由】</b> 企業経営および政府機関をはじめとする公的機関・エンタテインメント業界における幅広い見識と豊かな経験から、当社に必要な経営の監督と幅広い助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役候補者といたしました。			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1) ※印は、新任の取締役候補者であります。
- 2) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 3) 樋口泰行氏および別所哲也氏は、社外取締役候補者であります。
- 4) 樋口泰行氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
- 5) 当社は、樋口泰行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、別所哲也氏の選任が承認された場合には、同氏を独立役員として新たに同取引所に届け出る予定であります。
- 6) 当社は、樋口泰行氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を法令の定める最低責任限度額を限度として締結しており、同氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。また、別所哲也氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を法令の定める最低責任限度額を限度として締結する予定であります。

以 上

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※ から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotage.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）  
※ 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月28日（水曜日）の午後5時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotage.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

### 4. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

（携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以 上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

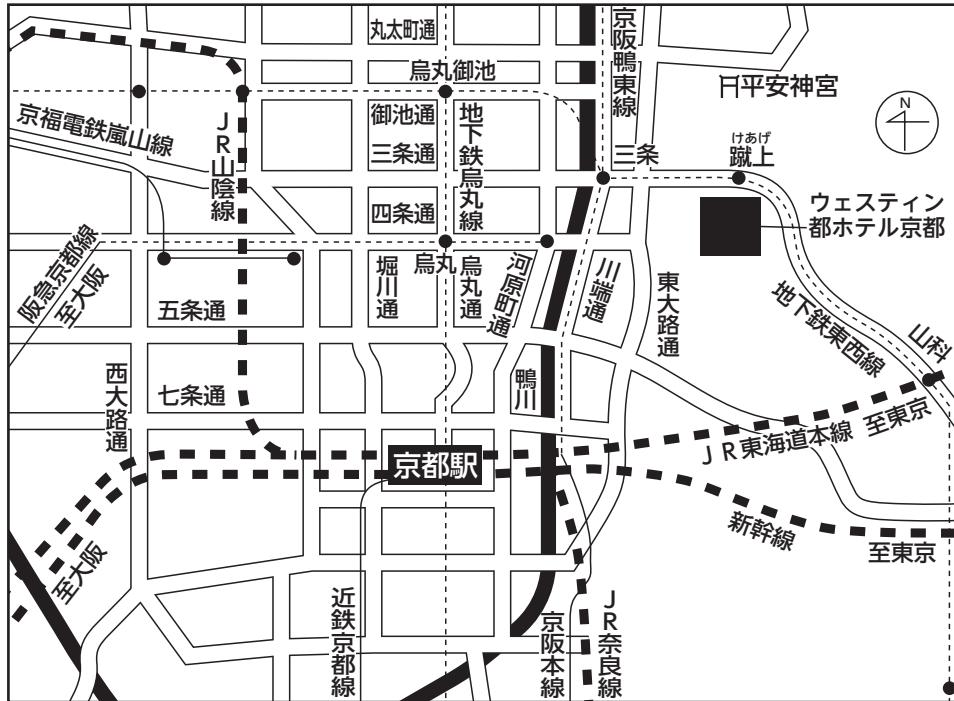


## 株主総会会場ご案内略図

京都市東山区三条蹴上（けあげ）

ウェスティン都ホテル京都 西館3階 コスモスホール

☎ (075) 771-7111



最寄駅 地下鉄東西線「蹴上（けあげ）駅」（2番口）より徒歩1分

○「蹴上駅」へのアクセス

- ・ JR線・近鉄線「京都駅」から地下鉄烏丸線に乗車  
「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線に乗りかえ
- ・ JR線「山科駅」から地下鉄東西線に乗車
- ・ 京阪線「三条駅」から地下鉄東西線に乗車
- ・ 阪急線「烏丸駅」から地下鉄烏丸線に乗車  
「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線に乗りかえ